

北海道子育て支援ワーカーズにおける 千歳市緊急サポートネットワーク会則

改正平成 29 年 10 月 1 日

(名称)

第 1 条 本会は「千歳市緊急サポートネットワーク」という。

(目的)

第 2 条 本会は、緊急な病児・病後児の預かり、又は緊急な残業時等の預かりや急な出張時の宿泊を伴う預かりを希望する者（以下「利用会員」という）と、その者を支援したい看護師、保育士等の有資格者や子育て支援に理解と熱意を持つ人等（以下「スタッフ会員」という）を組織化し、会員同士が病児・病後児及び残業・出張時等の育児に関する相互援助活動を行うことを目的とする。

(事務所所在地)

第 3 条 本会は、事務所を札幌市西区二十四軒 1 条 4 丁目 6 番 3 号二十四軒ターミナルビル 2 階の特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ内に置く。

(当会の事業)

第 4 条 本会は、千歳市からの受託事業として次の事業を行う。

- (1) 病児・病後児の緊急預かり等について周知、広報を図り、利用会員及びスタッフ会員の拡大及び会員相互援助体制を構築する。
- (2) 千歳市及び医療機関等と連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換等を行う。
- (3) 緊急時の対応が可能な子育て支援者を、スタッフ会員として登録できるように開拓、確保し、適切なサポート技能の確保のための研修会を実施する。
- (4) 「スタッフ会員」と「利用会員」との間の相互援助活動の連絡調整等を行う。
- (5) その他に、本会の目的を達成する為に必要な事業を行う。

(アドバイザー及びコーディネーター)

第 5 条 本会は前条の業務を行うため、アドバイザー及びコーディネーターを置くこととする。

2 アドバイザーは本会の事業の総括を行い、コーディネーターは主として利用会員とスタッフ会員のマッチングを行う。アドバイザー及びコーディネーターは、具体的には、以下の業務を協力して行う。

- (1) 本会の事業の周知
- (2) 関係機関等による情報交換、連携を図るためのネットワーク会議の設置
- (3) 適切なサポート技能の修得のための研修会の開催
- (4) 利用会員及びスタッフ会員の募集、登録
- (5) 利用会員及びスタッフ会員の総括（管理）
- (6) 利用会員及びスタッフ会員相互援助のマッチング
- (7) 利用会員及びスタッフ会員間のトラブルへの助言

（保険）

第6条 本会は、地域子育て支援事業保険に一括して加入するものとする。

（会員）

第7条 会員は、本会の趣旨を理解し、緊急に病児・病後児又は緊急な残業時等の預かりや急な出張時の宿泊を伴う預かりを希望する者、又はその者を援助したい者であって、本会の承認を得た者とする。

2 会員は、次の事項に該当する者でなければならない。

- (1) 利用会員は千歳市に居住する者で小学校6年生までの子どもを有する者とする。
- (2) スタッフ会員は、千歳市内又はその近郊に居住し、心身共に健康で援助活動に理解と熱意のある20歳以上で、本会が実施する研修会を受講した者とする。
- 3 利用会員とスタッフ会員は、これを兼ねることができる。
- 4 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。

（入会）

第8条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、本会の承認を受けなければならない。

2 本会は、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

（研修）

第9条 スタッフ会員は、本会が実施する所定の研修を受講しなければならない。

（相互援助活動の内容）

第10条 会員が相互援助活動として行う援助は、本会の目的を達成する為の援助とし、内容は次のとおりとする。

- (1) 病児・病後児の預かり
- (2) 急な残業時や出張の際の宿泊を伴う預かり
- (3) 保育所等から病気時の呼出し等、緊急度の高い保育所等への迎えやその後の預かり
- (4) その他に、活動をスムーズに行うための育児に関しての必要な援助

(相互援助活動の実施方法)

第 11 条 利用会員は、援助を必要とする場合には、コーディネーターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。

- 2 利用会員から援助の申込みを受けたコーディネーターは、援助の内容、日程等を詳細に確認し、申込みの内容にふさわしいと認められるスタッフ会員に連絡し、援助依頼受付簿に記入する。
- 3 利用会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 前条第 1 項第 1 号の病児・病後児の預かりを依頼する場合、利用会員は、家庭で安静にしているように医者から診断されたことが明記された病児依頼連絡票・投薬依頼書を、スタッフ会員に提出するものとする。病院未受診の場合は、委任状と病児連絡書をスタッフ会員に提出し、医者の診察を受けることを委任しなければならない。スタッフ会員は、委任状を持って医者の診察を受け、受診結果を利用会員に知らせ援助活動の内容について確認の上、援助活動を行う。援助実施後、診療結果報告書及び病児保育の報告書を利用会員に提出するものとする。なお、スタッフ会員は同時に複数の病児・病後児を預かることはできない。
- 5 前条第 1 項第 2 号の急な残業時や出張の際の宿泊を伴う預かり援助の依頼があった場合は、スタッフ会員は、利用会員から預かった委任状を持って保育所等へ迎えに行き、利用会員の依頼内容に沿って支援活動を行う。援助実施後、援助活動の報告書を利用会員に提出するものとする。
- 6 前条第 1 項第 3 号の保育所等からの病気時の呼出しで保育所等へ迎えの依頼があった場合は、スタッフ会員は、利用会員から預かった委任状を持って保育所等へ迎えに行き、その後、当該子どもを受診のため、利用会員から預かった委任状を持って利用会員の指定する病院へ行くものとする。スタッフ会員は、受診結果を利用会員に知らせ援助活動の内容について確認の上、援助活動を行う。援助実施後、診療結果報告書及び病児保育の報告書を利用会員に提出するものとする。
- 7 スタッフ会員は、支援後直ちにコーディネーターに終了報告をし、前項の支援に関わる書類一式を 1 週間以内にコーディネーターに提出するものとする。

(援助活動の時間)

第 12 条 援助活動は、原則次に掲げる必要な時間とし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

の援助は行わない。

(1) 病児・病後児の預かり

月曜から土曜日（日祝を除く）の午前 7 時 30 分から午後 6 時 00 分まで

(2) 病気以外の預かり

午前 7 時 30 分から午後 11 時 00 分まで

(3) 宿泊預かり

保育所等の終了時から翌日登園、登校時まで

2 援助活動は 1 回につき、1 時間以上とする。

3 援助時間は原則次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 利用会員から子どもを預かった時から、利用会員が帰宅した時、又は迎えに来た時までとする。

(2) 保育所等への送迎の場合は、利用会員から子どもを預かり、保育所等に送り届けた時までとする。

(報酬)

第 13 条 援助を受けた利用会員は、援助を提供したスタッフ会員に対し、援助終了後、千歳市緊急サポートネットワーク事業実施要綱に従って報酬を支払うものとする。

(会員の資格喪失)

第 14 条 本会は次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 本会に退会の申し出をしたとき

(2) 千歳市外に転出したとき

2 本会は次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会則及び本会の趣旨に違反したとき、又は会員として適格性を欠くと本会が認めたとき

(2) 本会に転居等の連絡がなく、2 年以上連絡が取れないとき

3 会員は退会に際して、第 8 条により発行された会員証を返還するものとする。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。